

栄村住宅用照明LED化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの消費削減を図るため住宅用LED照明の購入及び取付工事に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、栄村補助金等交付規則（昭和48年3月31日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED照明器具等 発光ダイオードを光源とする照明であり、電球型、直管型、環形型（ペンダントライト及びシーリングライトを含む。）等の照明用ランプをいう。
- (2) 住宅等 1年間におおむね半分以上の日数を使用している自己の居住の用に供する建築物。ただし、居住部分と非居住部分が結合されている建築物については、そのうちの居住部分のみをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 申請日において栄村に住所を有する、住宅等の所有者又は借受者
- (2) 村税等の滞納がない者
- (3) 同一世帯（住民等によらず、同一地番に居住する者も含む。）において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいない者

(補助対象物品)

第4条 補助金の交付対象となるLED照明器具等は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 新品（未使用）であるもの
- (2) 住宅用照明器具であるもの
- (3) 屋内に固定して使用するもの（容易に持ち運ぶことができるもの及び屋外用は除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。ただし、予備又は将来用のものに要する経費は補助対象としない。

対象製品	補助対象経費	補助率	補助限度額
LED照明器具等	本体の購入価格の合計額（設置工事費及び消費税含む。）	補助対象経費の2分の1以内	25千円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は栄村住宅用照明LED化支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長へ

提出しなければならない。

(1) 補助金対象経費に係る領収書又は支払証明書類の写しで、次に掲げる事項のいずれも記載されているもの

ア 購入日

イ 購入店の名称

ウ 補助対象経費の額

(2) 仕様書、保証書等の設置したLED照明器具等の機能が確認できる書類

(3) LED照明器具等の設置前後の写真

(4) その他村長が必要と認める書類

2 規則第12条に規定する実績報告は、前項の交付申請書兼請求書をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定)

第7条 規則第6条に規定する交付決定の通知は、栄村住宅用照明LED化支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)による。

2 規則第13条に規定する額の確定の通知は、前項の通知をもってこれに代えるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、栄村住宅用照明LED化支援事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を、当該補助金の交付決定を受けた日から10日以内に提出して行うものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第9条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(4) その他村長において補助することが不適當と認める事由が生じたとき。

(調査)

第10条 村長は、申請者に対し、LED照明器具等の使用に関する調査を行うことができる。

2 申請者は、村が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。